

本マニュアルに一部誤植がありました。

下記のとおり訂正するとともに、深くお詫び申し上げます。

1. 該当箇所：P. 67 ポイント2. の2行目

【誤】

ポイント

1. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1事故（定義）に定める事故があった場合には、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
2. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1事故（定義）のうち、(3)、(4)、(5) 及び (8) のいずれかに該当する事故があったときまたは国土交通大臣の指示があったときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法で、24時間以内にできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報しなければならない。ただし、(3)は2名以上の死者または5人以上の重傷者を生じたものとする。
3. 事業者は、使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったときまたは取材を受けたときその他社会的影響が大きい事故と認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報するよう努めなければならない。
4. 緊急時対応マニュアルの整備
 - ・速やかに左側に寄せる
 - ・キーを挿したまま車から離れる
 - 等

※誤植箇所を赤線表示しています。

【正】

ポイント

1. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1事故（定義）に定める事故があった場合には、国土交通大臣に国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。
2. 事業者は、使用する自動車について、以下の解説1事故（定義）のうち、(3)、(4)、(5) 及び (7) のいずれかに該当する事故があったときまたは国土交通大臣の指示があったときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法で、24時間以内にできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報しなければならない。ただし、(3)は2名以上の死者または5人以上の重傷者を生じたものとする。
3. 事業者は、使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があったときまたは取材を受けたときその他社会的影響が大きい事故と認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、事故の概要を運輸監理部長または運輸支局長に速報するよう努めなければならない。
4. 緊急時対応マニュアルの整備
 - ・速やかに左側に寄せる
 - ・キーを挿したまま車から離れる
 - 等

2. 該当箇所：P. 67 解説1 (3) ⑤の1行目

【誤】

解説

1 事故(定義)

- (1) 自動車が転覆し(道路上において路面と35度以上傾斜したとき。)、転落し(道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。)、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、または鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。))と衝突し、若しくは接触したもの。
- (2) 10台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの。
- (3) 死者または重傷者(下記の傷害を受けた者をいう)を生じたもの。
 - ① 脊柱の骨折、若しくは、脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
 - ② 上腕または前腕の骨折、若しくは、上腕または前腕の骨折で合併症を有するもの
 - ③ 大腿または下腿の骨折
 - ④ 内臓の破裂、若しくは、内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
 - ⑤ 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
 - ⑥ 14日以上病院に入院することを要する傷害

※誤植箇所を赤線表示しています。

【正】

解説

1 事故(定義)

- (1) 自動車が転覆し(道路上において路面と35度以上傾斜したとき。)、転落し(道路外に転落した場合で、その落差が0.5メートル以上のとき。)、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、または鉄道車両(軌道車両を含む。以下同じ。))と衝突し、若しくは接触したもの。
- (2) 10台以上の自動車の衝突または接触を生じたもの。
- (3) 死者または重傷者(下記の傷害を受けた者をいう)を生じたもの。
 - ① 脊柱の骨折、若しくは、脊柱の骨折で脊髄を損傷したと認められる症状を有するもの
 - ② 上腕または前腕の骨折、若しくは、上腕または前腕の骨折で合併症を有するもの
 - ③ 大腿または下腿の骨折
 - ④ 内臓の破裂、若しくは、内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
 - ⑤ 病院に入院することを要する傷害、若しくは、14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
 - ⑥ 14日以上病院に入院することを要する傷害